

居宅介護（介護予防）支援事業所
福祉用具貸与事業所様

中芸広域連合介護サービス課

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に関する届出について

日頃から、介護保険行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「軽度者に対する福祉用具貸与」につきましては、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」平成12年3月1日老企第36号第2の9(2)、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号別紙1第二の11(2)により取扱いが示されているところです。

一方で、介護支援専門員が居宅介護サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合については、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」平成11年厚生省令第38号第13条22号により方針が示されています。

この取扱いを踏まえ、居宅介護（介護予防）支援事業者と福祉用具貸与事業者は、相互に確認し、軽度者への福祉用具貸与について、必要性を判断したうえで適切な対応をお願いします。

なお、中芸広域連合介護サービス課では届出に関して、令和3年2月25日付け事務連絡で通知しましたが、様式を変更しましたので送付します。

つきましては、各事業所におかれましては、今後の手続きについて留意するとともに、適切な取扱いをお願いします。

記

1. 確認方法等

「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付フロー図」

「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付Q&A」 参照

2. 様式

- ・軽度者用具貸与の例外給付の確認申請書
- ・軽度者に対する福祉用具貸与照会票（参考様式）

※ 厚生労働省が定める医師の医学的所見による判断基準（どのような状態像で必要性があるか）を直接確認できるのであれば、聴き取りでも可能ですが、必ず、医師名、聴取日、聴取内容を含め、医学的所見の根拠となる書面を添付（保管）してください。上記を、担当者会議の要点に含めて、記載されても可能です。

※ 主治医意見書・医師の診断書を提出する場合は、福祉用具を必要とする理由が確認できるもの

- ・車いす貸与に係る「日常生活における移動の支援が特に必要と認められる者」の判断のためのチェックシート（参考様式）

※自立の妨げにならないか等の必要性の検討をチェックする際にご活用ください。

3. 申請期限

- ・原則として、保険給付を開始する月の前月末日まで

↑認定前に結果が「軽度（＝例外給付対象）」と想定して暫定利用する場合は、

貸与開始前に、次の手順が必要になります。

- ① 医学的所見の確認
- ② サービス担当者会議の開催
- ③ 暫定プランの作成
- ④ 保険者へ暫定利用する旨の連絡

貸与開始前に、①～③を行っていたとしても、④保険者への連絡が抜かっていた場合は、遡って給付対象とはできないので、ご注意ください。

- ・申請受付日前（不備のない書類提出日を受付日とします。）に、事前に保険者に連絡のない場合や申請を失念したまま貸与を開始した場合は、保険給付の対象とできかねますので、手順に沿って手続きをお願いします。

4. その他

- ・確認の有効期間後も例外給付を継続する必要がある場合や、認定区分変更を行ったときは、初回の申請と同様の手続きにより継続申請をしてください。